

改訂版 インテリアプランナーガイドブック学科試験編

－お詫びと訂正－

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をおかけいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

92 頁 No. 66 2 行目 (下線部分)

誤	正
ビーズ法 <u>ポリエスチレンフォーム</u> 断熱材は、透湿性が小さい。	ビーズ法 <u>ポリスチレンフォーム</u> 断熱材は、透湿性が小さい。

105 頁 No. 71 解説

誤	正
解説 4. と解答の間に右記の注釈を追加。	(注) 肢 2 及び 3 の解説において、確認済証の交付が必要とされる面積について 100 m ² を超えるものとあるが、建築基準法第 6 条第 1 項第一号の改正 (平成 30 年 6 月 27 日に公布、令和元年 6 月 25 日に施行) により、一号建築物の対象面積が 100 m ² を超えから 200 m ² を超えに改正されている。今回の改訂では、基準年度である平成 31 年 1 月 1 日時点で施行されていないので、平成 29 年度時点のままとしているが、令和 2 年度以降の試験では、令和 2 年度試験の基準となる令和 2 年 1 月 1 日時点で施行されておりますので改正後の内容となる。

107 頁 No. 73 解説

誤	正
解説 1. の末尾に右記注釈を追加。	なお、平成 30 年の法改正 (令和元年 6 月 25 日施行) により、問題文の機械製作工場の場合は、建築基準法施行令第 136 条の 2 第一号ロに該当し、その基準については国土交通省告示第 194 号第 2 第 1 項第二号により、主要構造部を不燃材料とし、外壁開口部設備を 20 分間防火設備とすることが規定されている。

〈裏面に続く〉

107 頁 No. 73 解説

誤	正
解説 3. の末尾に右記注釈を追加。	なお、平成 30 年の法改正(令和元年 6 月 25 日施行)により、解説にある内容は、建築基準法第 61 条ではなく建築基準法施行令第 136 条の 2 第一号に規定されている。

107 頁 No. 73 解説

誤	正
解説 4. と解答の間に右記注釈を追加。	(注) 建築基準法第 61 条、建築基準法施行令第 136 条の 2 の改正は、今回の改訂の基準年度である平成 31 年 1 月 1 日時点で施行されていないので、平成 24 年度時点での解説のままとしているが、令和 2 年度以降の試験では、令和 2 年度試験の基準となる令和 2 年 1 月 1 日時点で施行されておりますので改正後の内容となる。

113 頁 No. 83 解説 1 行目

誤	正
消防法第 <u>13 条の 3</u> の規定により、	消防法第 <u>17 条の 3</u> の規定により、

113 頁 No. 83 解説 3 2 行目

誤	正
旅館で延べ面積 300 m ² 以上のものは、自動火災報知設備を設置する義務がある。	旅館は延べ面積にかかわらず、自動火災報知設備を設置する義務がある。

令和 3 年 4 月

新日本法規出版株式会社